

⑤ 救急時医療情報閲覧機能の導入の推進

第1 基本的な考え方

救急時医療情報閲覧機能の導入により、救急患者に対する迅速かつ的確で効率的な治療を更に推進する観点から、総合入院体制加算、急性期充実体制加算及び救命救急入院料について要件を見直す。

第2 具体的な内容

総合入院体制加算、急性期充実体制加算及び救命救急入院料について、救急時医療情報閲覧機能を導入していることを要件とする。

改定案	現行
<p>【総合入院体制加算】 [施設基準]</p> <p>1 総合入院体制加算1に関する施設基準等 (5) 24時間の救急医療提供として、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に定める第3「救命救急センター」又は第4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。<u>また、救急時医療情報閲覧機能を有していること。</u></p> <p>2 総合入院体制加算2に関する施設基準等 (4) 24時間の救急医療提供として、<u>救急時医療情報閲覧機能を有していること。また、以下のいずれかを満たしていること。</u> ア・イ (略)</p> <p>[経過措置] <u>1の(5)及び2の(4)に係る救急時</u></p>	<p>【総合入院体制加算】 [施設基準]</p> <p>1 総合入院体制加算1に関する施設基準等 (5) 24時間の救急医療提供として、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に定める第3「救命救急センター」又は第4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。</p> <p>2 総合入院体制加算2に関する施設基準等 (4) 24時間の救急医療提供として、以下のいずれかを満たしていること。 ア・イ (略)</p> <p>[経過措置] (新設)</p>

<p><u>医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。</u></p> <p>【急性期充実体制加算】 [施設基準]</p> <p>1 急性期充実体制加算に関する施設基準</p> <p>(5) 24時間の救急医療提供として、次のいずれにも該当していること。 ア・イ (略) ウ <u>救急時医療情報閲覧機能を有していること。</u></p> <p>[経過措置] <u>1の(5)のウに規定する救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。</u></p> <p>【救命救急入院料】 [施設基準]</p> <p>1 救命救急入院料1に関する施設基準</p> <p>(8) <u>当該病院において救急時医療情報閲覧機能を有していること。</u></p> <p>2 救命救急入院料2に関する施設基準</p> <p>救命救急入院料1の(1)から(5)まで及び(8)の施設基準を満たすほか、特定集中治療室管理料の1又は3の施設基準を満たすものであること。</p> <p>[経過措置] <u>1の(8)及び2(救命救急入院料1の(8)に限る。)に規定する救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。</u></p>	<p>【急性期充実体制加算】 [施設基準]</p> <p>1 急性期充実体制加算に関する施設基準</p> <p>(5) 24時間の救急医療提供として、次のいずれにも該当していること。 ア・イ (略) (新設)</p> <p>[経過措置] (新設)</p> <p>【救命救急入院料】 [施設基準]</p> <p>1 救命救急入院料1に関する施設基準 (新設)</p> <p>2 救命救急入院料2に関する施設基準</p> <p>救命救急入院料1の(1)から(5)までの施設基準を満たすほか、特定集中治療室管理料の1又は3の施設基準を満たすものであること。</p> <p>[経過措置] (新設)</p>
--	--